

届出番号	独自利用事務の名称	独自利用事務の対象者
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定の例により生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還請求又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人の生活保護受給対象者
2	尼崎市緊急通報システム普及促進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	ひとり暮らしの高齢者等
3	尼崎市高齢者日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	ねたきりの高齢者等
4	尼崎市住宅改修費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体の機能の低下した高齢者及び障害者
5	尼崎市社会福祉法人等利用者負担額軽減事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	要介護被保険者等のうち低所得かつ生計の維持が困難である者及び生活保護受給者
6	尼崎市身体障害者手帳交付診断料特例給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳の交付申請をする者
7	尼崎市在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	重症心身障害児(者)で在宅療養を受けるもの
8	尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	軽・中度難聴児
9	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの (地域生活支援事業 自動車改造費)	身体障害者自動車改造費助成事業対象者 (身体障害者)
10	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの (地域生活支援事業 日常生活用具)	障害者(児)等日常生活用具給付等事業対象者 (身体障害者)
11	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの (地域生活支援事業 訪問入浴)	在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業対象者 (身体障害者)
12	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの (地域生活支援事業 日中一時支援)	障害者日中一時支援事業対象者 (身体障害者)
13	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの (地域生活支援事業 障害者移動支援)	障害者移動支援事業対象者 (身体障害者)
14	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)の規定により兵庫県知事に提出される書類の受理及び当該書類に記載された事項に係る事実の確認又は兵庫県知事が作成する書類の交付に関する事務であって規則で定めるもの	心身障害者